

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の基本体系図

【目的】

- ◇県、事業者及び県民等の責務、取組の方向づけ
- ◇地球温暖化対策の推進
- ◇県民の健康で文化的な生活の確保

【温室効果ガスの削減目標】

- ◇温室効果ガスの削減目標を地球温暖化対策実行計画において設定(平成23年3月策定)

【取組主体別の責務】

連携・協働

《県》

- ・地球温暖化対策の推進
- ・市町村、事業者、県民、環境保全活動団体との連携・協働

《事業者》

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等

《県民》

- ・日常生活における温室効果ガスの排出抑制等

《環境保全活動団体》

- ・環境保全活動における温室効果ガスの排出抑制等

《一時滞在者》

- ・県が実施する温暖化対策への協力

【温暖化対策に係る総合的な計画】

- ◇地球温暖化対策実行計画の策定

- ◇地球温暖化対策の実施状況の公表

【分野別対策】

◇県による地球温暖化対策

- ・温室効果ガス排出の抑制に関する取組
- ・温室効果ガス吸収作用の保全等に関する取組
- ・最新の情報把握及び温暖化対策に効果的な調査研究に関する取組
- ・環境教育・環境学習の推進
- ・カーボンオフセットの仕組みの普及

◇建築物に係る地球温暖化対策

- ◆県
・建築物温暖化対策指針の策定
- ◆特定建築主
・温暖化対策のための計画作成・提出
- ◆建築物販売事業者等
・建築物に係る温暖化対策に関する情報の提供・説明

◇事業活動に係る地球温暖化対策

- ◆事業者
・環境マネジメントシステムの導入・運用
- ・廃棄物の発生の抑制、再使用・再生利用等
- ・温室効果ガスの排出量の把握
(特定事業者等)
- ・温室効果ガスの排出抑制等に係る計画、報告書の作成・提出

◇自動車に係る地球温暖化対策

- ◆県民等
・公共交通機関等の利用
- ・温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の購入
- ・エコドライブ等の推進
- ◆事業者
・公共交通機関等の利用
- ◆自動車販売業者
・新車販売の際の温室効果ガス排出量等の説明
- ◆県
・公共交通機関等の利用促進

◇農林水産業に係る地球温暖化対策

- ◆農林水産業を営むもの
・温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動
- ◆事業者、県民等
・森林の機能に関する理解及び森林の適切な保全・整備
- ◆県
・森林整備等の推進及び温室効果ガスの吸収量の認証

◇再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

- ◆事業者、県民等
・再生可能エネルギーの優先的な利用
- ◆県
・地域特性に応じた実用化に関する情報収集・提供

◇日常生活等に係る地球温暖化対策

- ◆県民等
・廃棄物の発生の抑制、再使用・再生利用等
- ・地産地消の推進
- ・環境物品の購入等
- ・温室効果ガスの排出量がより少ない電気機器等の利用
- ◆電気機器販売事業者
・特定電気機器等への省エネルギー性能の情報表示・説明

◇低炭素社会の先進的な地域づくりの推進

- ◆県
・屋久島における温暖化対策の積極的な推進

【県による公表・表彰等】

- ・温室効果ガスの排出抑制等に積極的に取り組んでいる者を公表
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む者を表彰

【実効性の確保等】

- 報告等
・計画の作成、提出
・報告書の作成、提出

- 勧告
・未提出の場合等の勧告

- 公表
・勧告に従わない場合の公表